

## 計画段階 環境配慮書

### 計画段階環境配慮書の概要

#### (1) 計画段階環境配慮書とは

規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業については、環境影響評価法（以下「法」という）に基づき、環境に与える影響を評価することとなっております。計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という）とは、環境影響評価の計画段階にて、事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項の検討結果をまとめたものであり、環境影響評価手続きの中で最初に行うものです（図1）。

#### (2) 配慮書が新設されるまでの経緯

法改正以前の環境影響評価では、事業の枠組み（事業の大まかな位置、規模等）が既に決定された段階で環境影響評価を行っていました。そのため、事業者が、環境保全措置の実施や複数案の検討等について柔軟に対応することが困難な場合があります。この点を踏まえ、国交省においては、戦略的環境アセスメント導入ガイドライン等を策定することで、環境影響評価開始前における環境配慮に関する取り組みを進めてきたところです。

これまで、国のガイドラインに基づく取り組み等が積み重ねられてきたこと、諸外国においても環境配慮の制度化が進んでいるといった状況の進展に鑑み、配慮書の法制度化の検討をした結果、平成23年4月に法改正を行い、平成25年4月に法を全面的に施行しました。

#### (3) 配慮書における主な記載・検討内容

配慮書では、主に以下の内容を記載・検討します。

#### 【主な内容】

##### ① 事業特性

- 事業者名、事業概要（目的、位置又は規模の複数案）

##### ② 事業実施が想定される区域及びその周辺の地域特性の把握

- 複数案の概ねの位置・規模を想定し、包含する地域の情報を収集

- 重大な環境要素（地域的な代表）を抽出

##### ③ 複数案の設定

- 周辺の環境特性を勘案し複数案を抽出

- 複数案に適合する範囲を確定し、該当する地域の情報を収集

##### ④ 配慮事項の選定

- 重大な環境要素の抽出

- 複数案と重大な環境要素との関係（位置、影響要因）から配慮事項を選定

##### ⑤ 調査資料の収集・整理

- 予測・評価手法を見据えて、追加資料を収集（専門家からの情報、調査対象範囲を再検討し収集。必要に応じて、現地踏査・調査の実施等）

##### ⑥ 予測した内容

- 簡易な手法により、複数案毎に配慮事項への影響を予測

##### ⑦ 評価の内容

- 複数案の予測結果を比較し環境への影響を評価

### 配慮書の主なポイント

① 重大な環境影響の回避又は低減を図るため、方法書の作成前の手続として、対象事業に関する位置・規模等について計画段階で複数案（図2）を設定したうえで、環境の保全のために配慮すべき事項を検討します。

② 調査、予測手法は、重大な環境影響の回避又は低減を図るという法の趣旨を勘案し既存資料の活用を原則とした簡易な手法により実施するとともに、調査、予測の結果を踏まえ、それぞれの環境要素毎に比較することを基本とします。

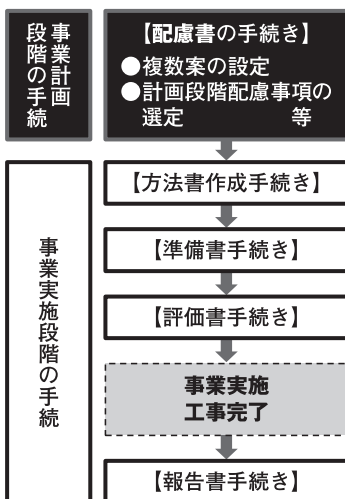
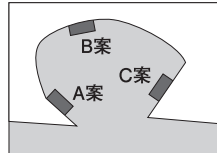
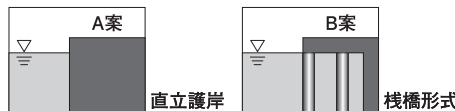


図1 環境影響評価の手続きフロー

#### ■ 設置海域による複数案（例）



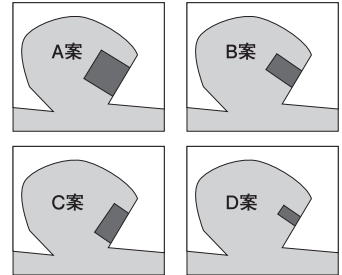
#### ■ 工作物の構造による複数案（例）



#### 複数案の設定における留意点

- 事業の目的を達成できる案であること。
- 船舶航行等の安全性を考慮した案であること。
- 現在の土木建築技術による工事が可能な案であること。

#### ■ 埋立面積による複数案（例）



#### ■ 埋立地の配置による複数案（例）

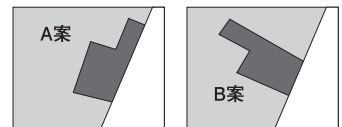


図2 位置、規模等の計画の立案段階で複数案の検討イメージ